

自然災害時の対応について

1 台風時等の対応

(1) 台風、雪等などの自然災害時であっても、学校は基本的に開校し、授業を実施するので、生徒は安全に留意して登校する。

(2) 次のような場合、生徒は安全確保のため、自宅待機とする。

ア 松山地方気象台中予地方に「暴風警報」を発令している場合

イ JR等公共機関が不通の時や通学に支障をきたす場合

ウ その他正当な理由が認められる場合

(3) 次のような場合、生徒は安全に留意し、登校する。

ア 正午までに松山地方気象台が「暴風警報」を解除した場合

イ 正午までに交通機関が運行を開始した場合

2 地震・津波等による大災害時の対応

地震・津波等による大災害が起こっている場合は生徒及び家族の安全を第一として、自宅で待機すること。

3 上記1～2の事由に相当すると認められる欠席・遅刻については公欠とする。

4 学校からの緊急連絡は、ホームルーム担任の連絡網により行う。

5 特別な事情がある場合は学校で対応を決定する。